令和８年（フ）第３１号
京都府宮津市字滝馬89番地　府営百合が丘団地２－508
債務者　井﨑　正朋
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
京都地方裁判所宮津支部

令和８年（フ）第１５号
兵庫県丹波篠山市波賀野新田３番地２　波賀野新田団地12号、前住所兵庫県丹波篠山市住吉台75番地１
債務者　杉本　　博
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
神戸地方裁判所柏原支部

令和８年（フ）第１６号
兵庫県丹波篠山市波賀野新田３番地２　波賀野新田団地12号、前住所兵庫県丹波篠山市住吉台75番地１
債務者　杉本　未来
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
神戸地方裁判所柏原支部

令和８年（フ）第３０１号
鹿児島県いちき串木野市恵比須町6752番地３
債務者　橋野　達也
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第３１７号
鹿児島市田上台３丁目３番５号　加治佐アパート102号
債務者　草留　　孝
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第３２２号
鹿児島市上荒田町40番６号　キャプテンビル202号
債務者　児島　達人
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第２５２号
岩手県滝沢市穴口417番地14　アメニティＳ101号
債務者　秋川　紀子
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第８１号
福島県耶麻郡猪苗代町大字磐根字高森1265番地97
債務者　三浦　卓之
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和８年（フ）第９１号
茨城県北茨城市大津町北町1484番地300　メゾンノーブル３－102
債務者　栗林　洋平
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
水戸地方裁判所日立支部

令和８年（フ）第１４３２号
横浜市港北区日吉本町５丁目63番29号　フォレストⅡ　101
債務者　佐藤　　晃
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１４６２号
横浜市旭区本宿町24番地39
債務者　石口　香織
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１４９３号
神奈川県鎌倉市上町屋214－４　サニーライフ鎌倉、住民票上の住所神奈川県鎌倉市玉縄４丁目４番地21
債務者　光島　和子
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１４９９号
横浜市青葉区藤が丘１丁目49番地１　エトワールＶ－405
債務者　西野美佐惠
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６０５号
横浜市戸塚区上矢部町1231番地　鈴木テラスハウスＡ－１号
債務者　長谷川　唯
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６３６号
横浜市金沢区六浦２丁目12番58号　六浦ハイツ201号
債務者　成本　貴幸
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６５１号
横浜市泉区上飯田町1317番地　サンライフ上飯田202号
債務者　小沢美良乃
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
横浜地方裁判所第３民事部